

半田市モーターボート競走事業「じどもの未来応援基金条例」に公布する。

令和七年十一月十九日

半田市長 久世 孝宏

半田市条例第三十五号

半田市モーターボート競走事業「じどもの未来応援基金条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百四十一條の規定に基づき、モーターボート競走事業「じどもの未来応援基金の設置、管理及び処分について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 モーターボート競走事業の収益金を積み立て、未来を担う「じどもたちの健やかな成長に資する事業又は市民が安心して「じどもを生み育てる」とができる環境づくりに資する事業の財源に充てるため、半田市モーターボート競走事業「じどもの未来応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立金)

第三条 基金として積み立てる金額は、モーターボート競走事業の収益金を原資とし、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第六条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第七条 基金は、未来を担う「子どもたちの健やかな成長に資する事業又は市民が安心して「子どもを生み育てる」ことができる環境づくりに資する事業の財源に充てるとき」に限り、これを処分することができる。

2 前項に規定する場合のほか、基金に属する現金を預貯金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第一条第一項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第一条第一項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関に係る保険事故（預金保険法第四十九条第一項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第一項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関に対する債務（借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。）と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を処分することができる。

（委任）

第八条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。